

一般社団法人母親アップデート 会員規約

第1条（活動目的等）

- 1 一般社団法人母親アップデート（以下「HUA」という）は、母親ひとりひとりの個性を解放し、子どもと大人が共に育つ社会を実現するため、母親と母親を取り巻く環境に対するコミュニティの形成及び各種事業を推進することにより、社会とのつながりの中で母親の自律を促し、多様な母親のあり方を認め合う社会と個人へ成長させることを目的とする。
- 2 前項の活動目的を達成するために、HUAは個人又は法人等の団体を対象として、個人会員、法人会員を募り、会員組織を構成する。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、HUAが定める会員（以下「会員」という）となった個人、法人および団体に適用される。

第3条（会員種別・会員資格）

HUAの会員は、次の3種とし、出資会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 出資会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人であり、社員総会における議決権を有するもの

(2) コミュニティ会員

当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人であり、理事会によりコミュニティ会員として承認されたもの

(3) 特別会員

当法人の活動支援を表明する個人・法人・団体等であり、理事会により特別会員として承認されたもの

なお、解散の決議（法令による解散を含む）をした場合は会員資格を喪失する

第4条（入会）

入会希望者は、HUAの活動目的に賛同し、HUA所定の申込み方法により申込みをし、理事会の承認を得た場合、会員となる。

第5条（入会不承認）

次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、HUAは入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申込みの申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

- (2) 過去にHUAから会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合
- (4) その他HUAが、会員として不適当な事由があると判断した場合

第6条（有効期間と更新）

- 1 年額会員資格の有効期限は、第4条の規定により会員となった日の翌日から起算して1回目に訪れる7月31日まで（以下「初年度」）とするが、HUA所定の更新手続きによりHUAの承認を得て、年会費を第7条に従って支払期日まで支払った場合には、更新することができる。
- 2 月額会員資格の有効期限は、第4条の規定により会員になった日の翌日から起算して1回目に訪れる月末まで（以下「初月度」という）とするが、HUA所定の更新手続きによりHUAの承認を得て、月会費を第7条に従って支払期日まで支払った場合には、更新することができる。

第7条（会費）

- 1 会員は本条に定めるところに従い、入会費及び年会費、月会費（以下総称して「会費」という）を支払わなければならない。
- 2 会費はHUAが定める支払期日までに支払うものとする。
- 3 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 出資会員
 - (1) 入会費 50,000円
 - (2) 会費 60,000円/年
 - ② コミュニティ会員
 - (1) 入会費 なし
 - (2) 会費 980円/月
 - ③ 特別会員
 - (1) 入会費 なし
 - (2) 会費 なし
- 4 年会費は、入会した日から、当該期日の属する事業年度の終期までの期間を勘案して、理事会の承認により減額することができる。
- 5 会費はHUAの指定する決済方法により支払うものとする。

- 6 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。
- 7 会費の支払いをせず、督促後なお3ヶ月以上支払いをしない場合この場合において、滞納した会費の支払義務は免れない。
- 8 支払停止又は支払不能の事由を生じた場合は会員資格を喪失する。

第8条（変更の届出）

- 1 会員は、その氏名、連絡先等の、HUAへの届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。
- 2 HUAは、故意又は重過失によるものでない限り、会員が前項の変更手続きを行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第9条（会員種別の変更）

会員は、HUAの同意・承認を得て、その会員種別を変更することができる。

第10条（退会）

会員は、退会しようとする日の30日前までに、HUAに対し、HUA所定の方法により退会の通知をすることによって、退会することができる。

第11条（禁止事項）

会員は、HUAの提供するサービスの利用に関して、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 著作権、その他の知的所有権、財産、肖像権、プライバシー等を侵害する行為
- (2) 特定の個人・団体を誹謗中傷する行為
- (3) 犯罪的行為に加担し、又はこれを促進する行為及び公序良俗に反する行為
- (4) 選挙運動、政治的思想活動、宗教の勧誘、金融商品の販売、マルチレベルマーケティング（MLM）の勧誘又はこれに類似する行為
- (5) HUAの提供するサービスの運営を妨げ、又はHUAの信用を損なうような行為
- (6) HUAの提供するサービス内容や、情報等を改ざんする行為
- (7) HUAサイト内及び、メールマガジン等、HUAから提供する記事・写真・イラスト等の無断掲載・再配布等の行為
- (8) ウイルスや有害なコンピュータープログラム等を送信したり、書き込む行為
- (9) 本規約、またはその他HUAが定める規約、HUAとの間で合意をした約定に違反をする行為
- (10) 本規約及び本規約以外においてHUAとの間の取り決めによりHUAに通知をすべき事項について、通知を怠る又は虚偽の通知をする行為
- (11) 反社会的勢力や団体またはその関係者であること（反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っているとしてHUAが判断した場合を含む）
- (12) その他、法令に違反する行為
- (13) その他、HUAが不適切と判断する行為
- (14) 全各号の何れかに関連し、HUAが不相当と判断する行為

上記いずれかの項目に該当する行為を認めた場合は、HUAは、その会員の登録を抹消し、またその行為により損害を被った場合には、損害賠償を請求することができる。

第 12 条（会員情報の取り扱い）

- 1 会員は、HUAに対して提供した会員の個人情報を、別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱う。
- 2 会員によるアンケート等の回答内容に関する著作権を含む知的財産権及びその他一切の権利については、会員がHUAに送信した時点をもってHUAに移転するものとする。

第 13 条（規約の追加・変更）

- 1 HUAは、本規約について、必要に応じて全部または一部を変更する場合がある。この際、変更が会員の一般の利益に適合し、又は、変更が、本規約の目的に反せず、変更の必要性及び変更後の内容の相当性が認められる場合には、あらかじめ、変更後の本規約及び効力発生時期（少なくとも5営業日以上後）について、HUAのウェブサイトで周知することで本規約を変更することとする。
- 2 本規約の変更が前項の要件を満たさない場合には、変更後の本規約の適用について変更箇所を示した上で、理事会の決議を得ることとする。

第 14 条（免責及び損害賠償）

- 1 会員は、HUAの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採決・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害をこうむった場合であっても、HUAの故意又は重過失によるものでない限り、HUAは一切責任を負わないものとする。
- 2 会員間（個人会員を含む）の紛争に関して、HUAは介入又は関知することはない。また、当該紛争に関し、HUAの故意又は重過失によるものでない限り、一切の責任を負わないものとする。

第 15 条（著作権）

HUAの発意に基づき、会員又はHUAの業務に関与する者が当法人の事業活動上にて作成した著作物の著作権者はHUAとする。この著作物は、各種報告書、写真等を含む記録資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物等とする。

第 16 条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第 17 条（管轄及び準拠法）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約について訴訟提起の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 18 条（協議事項）

本規約の内容について協議が生じた場合、又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

本会員規約は、令和2年9月1日より施行する。

改訂履歴